

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年12月24日

案件名	令和4年度 国民健康保険税率の見直し等について							
所管	健康福祉	局区	生活福祉	部	保険企画	課	担当者	内線
審議事項	国民健康保険税率の改定案について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議。 ・子どもの均等割額減額措置の考え方を整理し、所要の見直しを行うこと。							

事案概要 / 事業の実施期間

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定()するとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」の施行にあわせて未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置(5割)を導入し、本市独自施策として対象年齢を拡大するもの
 本年11月に神奈川県から示された仮係数に基づく令和4年度における本市の納付金額及び標準保険料率を踏まえて仮算定したもので、最終的な国民健康保険税率(案)は、令和4年1月に同県から示される確定値をもって決定するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
実施内容	庁内調整	事業実施						
	予算査定							
	議案上程等							
	国保運営協議 会諮問・答申							

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)		178,720	142,443	138,027	133,748	129,602	125,585	121,691
うち任意分		113,000	99,807	96,713	93,715	90,810	87,995	85,267
特財								
国、県支出金		54,720	31,977	30,986	30,025	29,094	28,192	27,318
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		124,000	110,466	107,042	103,723	100,508	97,392	94,373
うち任意分		113,000	99,807	96,713	93,715	90,810	87,995	85,267
捻出する財源		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		124,000	110,466	107,042	103,723	100,508	97,392	94,373

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和4年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	令和4年2月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R3.12.8 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、 債権対策課、健康福祉総務室、 国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。
R3.12.15 調整会議 (政策課、経営監理課、総務法制課、 人事・給与課、財政課、債権対策課、 健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:原案のとおり、上部会議に付議する。

備 考	

令和4年度 国民健康保険税率の見直し等 について

令和3年12月24日
健康福祉局生活福祉部
保険企画課

目次

1. 市町村国保の構造的な課題
2. 安定的運営のための本市の取組と現状
3. 県内自治体・指定都市との比較
4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し
 - (1) 国保事業費納付金
 - (2) 歳入不足見込額の算定
 - (3) 今後の財政推計
 - (4) 保険税率（案）
 - (5) モデルケース
5. 子どもの均等割額減額措置
 - (1) 導入について
 - (2) 拡充について
 - (3) 子育て世帯に係るモデルケース
6. 今後のスケジュール（予定）

1. 市町村国保の構造的な課題

【他の医療保険制度との比較】

出典：R3.3全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数※1	1,716	1	1,391	85
加入者数※1	2,752万人	3,940万人	2,954万人	858万人
加入者平均年齢※2	53.3歳	37.8歳	35.1歳	32.9歳
前期高齢者 「65歳～74歳」 の割合※2	43.0%	7.5%	3.3%	1.4%
加入者一人当たり 医療費※2	36.8万円	18.1万円	16.0万円	15.9万円
加入者一人当たり 平均所得※2	88万円	156万円	222万円	245万円
加入者一人当たり 平均保険料※2 <事業主負担込>	8.8万円	11.7万円 <23.3万円>	12.9万円 <28.4万円>	14.3万円 <28.6万円>
保険料負担率	10.0%	7.5%	5.8%	5.8%

※1 平成31年3月末時点 ※2 平成30年度平均値

【本市の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	32.6
43万円超～ 200万円以下	33.7
200万円超～ 400万円以下	16.2
400万円超～ 600万円以下	3.7
600万円超～ 900万円以下	1.5
900万円超	1.2
未申告	11.1

約
66
%

※令和3年度当初賦課

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い
- **保険料負担率が高い**

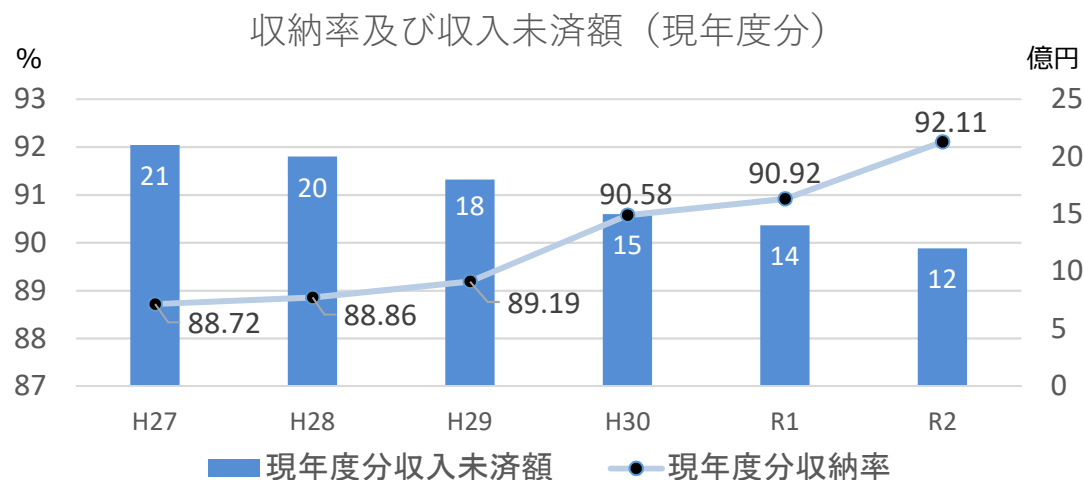
国保では「配偶者」や「子」等の
被扶養者に対しても保険税が
賦課される

2. 安定的運営のための本市の取組と現状

【本市の取組と現状】

国保財政の健全化に向け、平成29年度に市国保財政健全化方針を策定し、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の計画的な解消、収納率の向上等に向けた取組を推進してきた

- ◇ 収納率の向上に向けた取組
 - ・市税との徴収業務一元化
 - ・多様な納税環境の整備
 - ・市国民健康保険コールセンターによる納税勧奨等
- ◇ 特定財源の確保に向けた取組
 - ・保険者努力支援制度
 - ・国支援拡充要望(コロナ減免等)



決算補填等を目的とした法定外繰入金額の解消

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	24億円	18億円	12億円	6億円	解消 (0円)
	↓	↓	↓	↓	↓
実績	22億円 (決算)	10億円 (決算)	解消 (決算)	解消 (予算)	解消 (予算)
単年度 実質収支	△16億円 (決算)	△7億円 (決算)	±0円 (決算)	△12.8億円 (予算)	—

3. 県内自治体・指定都市との比較

【県内自治体との比較】

(単位：円)

市名	一般会計からの繰入金 (決算補填等目的分)	一般会計からの繰入金 (保険税減免分)	調定額
	1人当たり	1人当たり	1人当たり
横浜市	6,926	1,538	108,250
川崎市	6,549	2,183	116,613
相模原市	0	302	98,110
横須賀市	0	859	93,993
平塚市	0	62	101,901
鎌倉市	11,887	315	109,146
藤沢市	3,446	766	103,307
小田原市	0	170	104,673
茅ヶ崎市	0	62	106,585
秦野市	3,782	0	92,575
厚木市	0	109	101,916
大和市	5,404	17	96,319
伊勢原市	2,450	0	99,477
海老名市	12,339	29	97,177
座間市	10,247	32	95,174

【指定都市との比較】

(単位：円)

市名	一般会計からの繰入金 (決算補填等目的分)	一般会計からの繰入金 (保険税減免分)	調定額
	1人当たり	1人当たり	1人当たり
札幌市	0	385	84,901
仙台市	0	0	87,372
さいたま市	4	24	102,481
千葉市	0	1,054	101,047
横浜市	6,926	1,538	108,250
川崎市	6,549	2,183	116,613
相模原市	0	302	98,110
新潟市	0	0	91,237
静岡市	0	0	101,392
浜松市	0	0	114,591
名古屋市	0	3,570	99,966
京都市	4,458	2,496	78,666
大阪市	4,179	0	84,024
堺市	0	0	87,697
神戸市	0	0	92,683
岡山市	408	948	96,054
広島市	1,206	251	102,541
北九州市	0	1,913	81,796
福岡市	8,838	1,444	90,468
熊本市	3,219	657	99,664

※令和2年度決算額

※県内については被保険者数1.5万人以上の自治体を抜粋

4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

(1) 国保事業費納付金 (保険事業費の財源に充てるため市から県に納付する負担金)

- 仮係数に基づく令和4年度納付金は、**202億9,700万円** (20,297,104,203円)
 ・昨年度と比べて**4億3,000万円増加**した → 被保険者数は減少傾向にあるが、
 1人あたり保険給付費が増加したことが主な要因となっている

年度		納付金額	被保険者数	一人当たり納付金
R1	確定係数に基づく納付金 (平成31年1月8日)	216億3,500万円	157,892人	137,021円
R2	確定係数に基づく納付金 (令和2年1月7日)	197億4,600万円	149,912人	131,707円
R3	確定係数に基づく納付金 (令和3年1月12日)	198億6,700万円	149,864人	132,564円
R4	仮係数に基づく納付金 (令和3年11月17日)	202億9,700万円	144,421人	140,541円
	対前年度比(※)	+4億3,000万円	▲5,443人	+7,977円(+6.0%)
	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月上~中旬予定)	未定	未定	未定

過去最大の伸び

4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

(2) 歳入不足見込額の算定

※仮係数による予算見込額

(単位：百万円)

歳入	予算見込額
国民健康保険税	13,912
現年度分	12,709
滞納繰越分	1,203
保険給付費等交付金	50,130
普通交付金分	49,213
特別交付金分	917
繰入金	5,350
法定繰入金	4,411
法定外繰入金	939
決算補填等目的	0
その他	939
基金繰入金	0
繰越金	160
諸収入等	393
歳入合計	69,945

歳出	予算見込額
総務費	803
保険給付費	49,690
国保事業費納付金	20,298
医療給付費分	13,475
後期高齢者支援金等分	4,850
介護納付金分	1,973
保健事業費	713
諸支出金等	182
予備費	10
歳出合計	71,696

- 【令和3年度予算と比較した収支不足の主な要因】
- ① ▲12.8億：令和3年度予算基金繰入金分
 - ② ▲4.3億：国保事業費納付金の増
 - ③ ▲2.0億：被保険者数の減等による保険税収の減
 - ④ ▲0.1億：特別交付金分(県支出金)の減
 - ⑤ +1.8億：法定繰入金の増
- = ▲17.4億 → 約17.5億の不足

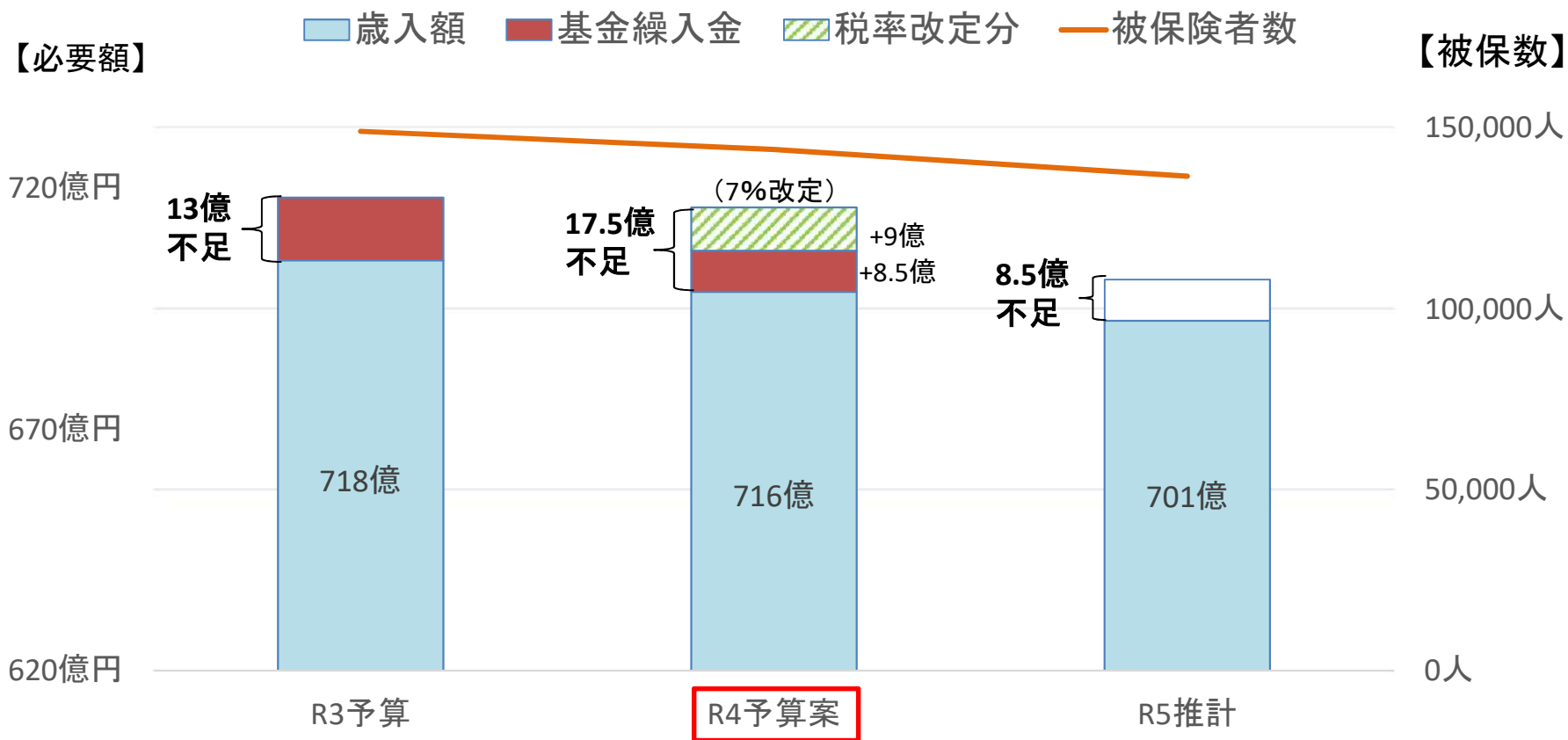
約17.5億円の
歳入不足

14%の
税率改正が必要

基金を活用し、
改定幅を抑える

4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

(3) 今後の財政推計



	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
基金残高(見込)	18億円※	10.5億円※	—

※令和3年度に剰余金5億円、令和4年度に1億円を見込む

4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

(4) 保険税率 (案)

「市国保事業運営方針」を踏まえた税率改定の考え方

- 応能・応益の割合は、標準保険料率の水準 (52 : 48) をベースとする。
※【現行税率】51 : 49 ⇒ 【R4税率(案)】52 : 48
- 標準保険料率との乖離幅が特に大きい介護分について、優先的に見直しを行う。

令和4年度 国民健康保険税率 (案)

6.9%の改定

区分		医療分	後期分	介護分
応能分	所得割 (現行税率との差)	6.20% (+0.55%)	2.35% (+0.25%)	2.10% (+0.4%)
応益分	均等割 (現行税率との差)	25,500円 (+1,000円)	10,000円 (+500円)	9,500円 (+500円)
	平等割 (現行税率との差)	17,000円 (△600円)	6,000円 (+0円)	6,000円 (+600円)
一人当たり 平均調定額※ (現行税率との差)		68,340円 (+5.8%)	25,567円 (+7.6%)	27,826円 (+14.6%)
		96,188円→102,873円 (+6.9%)		

※介護分は介護2号被保険者一人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

【参考】現行税率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	5.65%	2.1%	1.7%
均等割	24,500円	9,500円	9,000円
平等割	17,600円	6,000円	5,400円

【参考】標準保険料率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.21%	2.55%	2.59%
均等割	26,140円	10,389円	12,918円
平等割	16,675円	6,627円	6,439円

【参考】過去の改定

H25 : +4.2%
H26 : なし
H27 : なし
H28 : +4.0%
H29 : なし
H30 : +5.0%
R1 : なし
R2 : なし
R3 : なし※
R4 : (+6.9%)

※新型コロナウイルス感染症による経済への影響が不透明であったため、基金からの繰入れにより税率を維持

4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し (5) モデルケース

● 39歳以下又は65～74歳の単身世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額（伸び率）
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	17,200円	+300円 (+1.7%)
100万円	軽減なし	107,100円	101,700円	+5,400円 (+5.3%)
200万円		192,600円	179,200円	+13,400円 (+7.5%)
400万円		363,600円	334,200円	+29,400円 (+8.8%)

● 40～64歳の夫婦2人世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額（伸び率）
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	34,400円	+1,300円 (+3.8%)
100万円	5割軽減	120,000円	111,200円	+8,800円 (+7.9%)
200万円	軽減なし	286,000円	263,200円	+22,800円 (+8.7%)
400万円		499,000円	452,200円	+46,800円 (+10.3%)

5. 子どもの均等割額減額措置

(1) 導入について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、令和4年4月1日から、未就学児を対象に均等割部分を5割減額するもの

- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減する。なお、低所得世帯に対しては、応益保険税(料)の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。

【対象】 全世帯の未就学児※ (市内約3,600人)

※ 子どもの均等割額減額後の税額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となる。

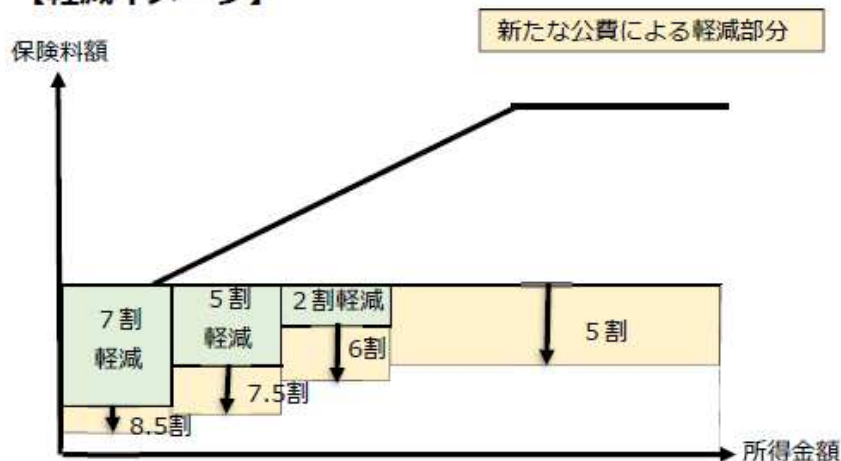
【導入時期】 令和4年度

【経費】 減額分：約4,400万円 (国1/2、県1/4、市1/4)

※ 市負担分(1,100万円)については、一般会計からの繰入れ

システム改修分：約2,200万円 (全額国費)

【軽減イメージ】



保険税 (年税額)	(現行税率)		
	医療分 (全員)	後期分 (全員)	介護分 (40~64歳)
所得割	5.65%	2.10%	1.70%
均等割 (1人あたり)	2万4,500円	9,500円	9,000円
平等割 (1世帯当たり)	1万7,600円	6,000円	5,400円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

5. 子どもの均等割額減額措置

(2) 拡充について

総合計画推進プログラム
基幹事業として提案中

本市独自の取組として軽減対象を18歳以下まで拡大し、税率改定の中にあっても**負担の重い子育て世帯に対する負担軽減**を実現することにより、市総合計画の重点テーマである「少子化対策」に分野横断的に取り組むもの

- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減する。なお、低所得世帯に対しては、応益保険税（料）の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

【対 象】 全世帯の7～18歳※（市内約8,400人）

※子どもの均等割額減額後の税額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となる。

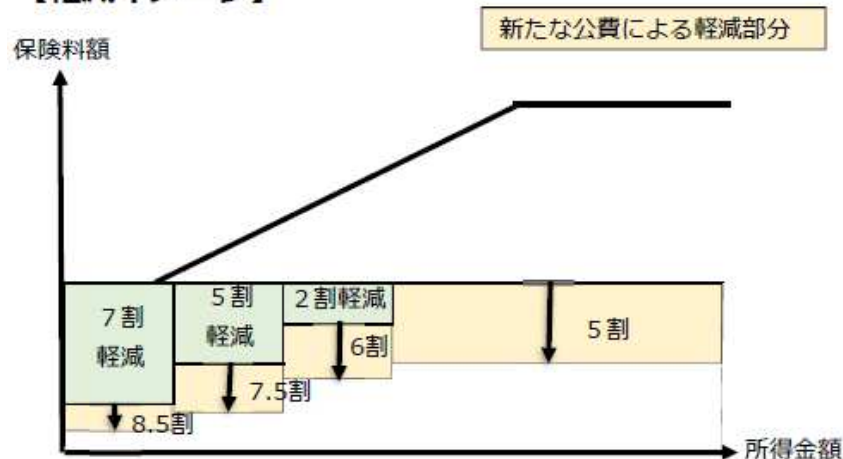
【導入時期】 令和4年度

【経 費】 減額分：約1億300万円

システム改修分：約1,000万円（追加改修費）

➡必要財源：計1億1,300万円（財源未定）

【軽減イメージ】



(現行税率)

保険税（年税額）	医療分 （全員）	後期分 （全員）	介護分 （40～64歳）
所得割	5.65%	2.10%	1.70%
均等割 （1人あたり）	2万4,500円	9,500円	9,000円
平等割 （1世帯当たり）	1万7,600円	6,000円	5,400円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

5. 子どもの均等割額減額措置

(3) 子育て世帯に係るモデルケース

●【国の減額対象】39歳以下の夫婦 + 未就学児の子1人の3人世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	33,500円	37,600円	-4,100円 (-10.9%)
100万円	5割軽減	104,500円	106,900円	-2,400円 (-2.2%)
200万円	軽減なし	245,800円	247,200円	-1,400円 (-0.6%)
400万円		416,800円	402,200円	+14,600円 (+3.6%)

●【国の減額対象外】40～64歳の夫婦 + 7～18歳の子1人の3人世帯

(本市独自の減額 なし の場合)

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	46,300円	44,600円	+1,700円 (+3.8%)
100万円	5割軽減	137,700円	128,200円	+9,500円 (+7.4%)
200万円	軽減なし	321,500円	297,200円	+24,300円 (+8.2%)
400万円		534,500円	486,200円	+48,300円 (+9.9%)

(本市独自の減額 あり の場合)

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	44,600円	-3,600円 (-8.1%)
100万円	5割軽減	128,900円	128,200円	+700円 (+0.5%)
200万円	軽減なし	303,700円	297,200円	+6,500円 (+2.2%)
400万円		516,700円	486,200円	+30,500円 (+6.3%)

6. 今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和3年	11月	<ul style="list-style-type: none"> 納付金・標準保険料率の試算（県から通知） 仮係数に基づく令和4年度保険税率（案）の算定
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 庁議
令和4年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 納付金・標準保険料率の確定（県から通知） 確定係数に基づく令和4年度保険税率（案）の算定 ※仮係数に基づく税率（案）から変更があった場合は個別説明 市長説明 ・ 諮問の決裁
	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度当初予算編成 市国民健康保険運営協議会に「令和4年度保険税率（案）」を諮問
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 同協議会から答申 令和4年度保険税率（案）の決定（市長決裁）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 改正条例案について正副議長説明（＋会派説明） 改正条例案を市議会に提案
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会定例会議（令和4年度予算・条例改正）

決定会議 議事録

令和3年12月24日

1 令和4年度 国民健康保険税率の見直し等について

【生活福祉部】

(1) 主な意見等

税率の改定幅について

- (網本市長公室理事) 国保健全化を維持することに賛成であり、そのための値上げは避けられないと考えている。後期高齢者医療制度については2年ごとの改定であり、来年がその改定にあたる年と記憶しているが、その改定率の見込みはあるか。

(保険企画課長) プラス3.01%の値上げを見込んでいる。

(網本市長公室理事) その数字を聞くと税率改定のバランスが悪いように感じる。将来の収支均衡を見据えた数値であると推察されることや、後期高齢者医療制度は不足分を充当する基金残高も大きいと記憶しており、致し方ない部分もあるが、やはり比較して国保負担の増が大きく見えてしまう。税率改定に関しては、収支均衡への取組を行うために必要な改定であるとの説明はしっかりとしていきたい。

- (網本市長公室理事) 税率改定の仕組みとして、介護保険と同様に2年ごとに改定する仕組みが作れるのであれば、市民にも説明しやすいと考えるので、次回改定時まで検討していきたい。

- (石井市長公室理事) 平成30年度に行っている税率5%増での収支シミュレーションはしているのか。

(生活福祉部長) 改定率5%で試算すると、令和5年度も5%増の改定をする必要が出てくるとのシミュレーションがある。

- (石井市長公室理事) 今回の改定率算出にコロナの影響はあるか。

(生活福祉部長) 国保加入者全体の所得水準が下がっており、税収が減少している。

- (石井市長公室理事) コロナの影響であれば、一般会計からの赤字繰入も検討する必要があるのではないかと。改定の方向性は理解したが、大きな上昇幅になることの負担についての考え方はいかがか。

(生活福祉部長) 一般会計からの赤字補填が解消され、国保事業単独での健全運営を行うための基金も令和2年度に作っている。コロナ禍は市民生活に大きな影響を与える事象であることは理解しているが、仮に再度一般会計からの赤字補填を実施することは、十分な説明と本市の国保財政についての考え方を理解いただいた上で決定する必要がある。基金の充当で考えれば、すべて不足分に充当すれば、令和4年度の収支は合う見込みであるが、基金全てを使い切ることになる。よって、令和5年度は基金がゼロになるため、不足分全額を税率改定にて対応する必要がある。

(保険企画課長) 未だに収支均衡がされていない状況で、税率改定を1年見送ると、将来の収支均衡は更に厳しいものとなる。

- (財政局長) 長期財政収支のような中長期的な国保財政の考え方はないのか。

(生活福祉部長) 県より示される3か年の運営方針に基づき、本市においても3か年の事業方針を立てている。国保事業には長期財政収支のような考え方はない。

(財政局長) 国や県が考えるからではなく、市として長期的に国保財政をどうしていくかという、長期的視野に立って考える必要性があるのではないかと。

(生活福祉部長) 指定都市市長会などでは、少子高齢化の進行による保険給付増加は避けられず、長期的には医療保険の一元化など、制度のあり方についての議論は行っている。

○(総合政策部長) 所得金額400万円以上の方の負担金額を考えると、そもそもの国保のあり方を根本から考えるべきではないか。

(生活福祉部長) 国に対し、指定都市市長会等を通じ、国保事業が置かれている状況や問題点等について、制度改善の要望をしている。少しずつ改善されてきた部分はあるが、本質的な改善には至っていない。

○(総合政策部長) なぜ、本質的な改善まで進まないのかについての考えはあるか。

(生活福祉部長) 長年の積み重ねにより確立された制度であること、社会保険との関係など、様々な要因はあると考えている。

18才以下の減額措置について

○(市長公室長) 国は未就学児のみを減額措置の対象としている。市が独自にその対象を拡大する必要性について再度説明をいただきたい。

(保険企画課長) 国は未就学児の窓口負担を2割としており、その基準に合わせることや、財政均衡等、様々な理由をもって未就学児のみを対象としているが、市独自策として、平均して支出が大きい18才以下の子育て世帯への支援の必要性があると考えている。

○(財政局長) 財源の考え方はあるか。

(保険企画課長) 推進プログラムの特別枠にもエントリーしており、一般財源を考えている。

(財政局長) 財政の厳しさは国も地方公共団体も等しく、国は未就学児としたのに市は18歳以下とする理由は立つのか。一般財源で対応するのは財政局所管の立場より厳しいと言わざるを得ない。

○(財政局長) 条例改正が必要であるが、3年の時限事業とするのであれば、3年経過後に条例を改正し、この減額措置を廃止することはできるのか。

(保険企画課長) 事業課としては、恒久事業として考えなければならないと考えている。

(財政局長) 減額措置を期限付きとすることは必要なのではないかと。

○(網本市長公室理事) 財政局長の意見に同意する。

○(石井市長公室理事) 私は逆の意見で、コロナ禍における過去最大幅の税率改定であれば、実施せざるを得ないと考えている。改定率5%であれば、減額を実施しないでもいいとの考えであるか。

(生活福祉部長) 改定率5%であれば、平成30年の改定実施にあたり、減額措置を実施していない経緯があることから、実施しないことも可能と考える。

○(石井市長公室理事) 今回は改定せず基金を充当し、令和5年度の収支見込みが見通せる状況になったタイミングで、基金は本当に0になるのか、0であれば一般会計からの赤字繰入を考えなければならないかなど、令和4年度の実績と令和5年度の見込みに応じた対

応方法を議論することもできるのではないか。

- (総合政策部長)改めて聞くが、この減額措置は恒久措置との考えか。
 - (生活福祉部長)恒久措置と考えている。ただし、国の減額措置拡大や県内保険税統一などのタイミングでは廃止や変更の可能性はあると考えている。
 - (健康福祉総務室長)それは調整会議でも議論となった。担当課としては、期限付きの制度とすることは困難なのではないかと考えている。
- (総合政策部長)仮に廃止のタイミングに、税率改定が重なれば、そのタイミングでの負担増はとても大きなものになる。減額措置制度を単年度で考えることは出来ないか。
 - (生活福祉部長)現実的には難しいと考えている。
- (財政課長)負担が増える世帯に別制度で補完することは考えられないか。
 - (保険企画課長)国保制度の中で対応するのであれば、改定後の税率にて保険税を徴収したのちに、対象者に還付するなど考えられるが、仕組みの複雑化や事務負担が増大する。実施するのであれば、国保制度外での給付などを考えることになるが、世帯別の負担を算出し、その負担程度の給付を行うことになり、事務処理だけを考えても相当な負担になると考えている。
- (市長公室長)国保制度以外での支援の方が、補助の説明がしやすく、内容が伝わりやすいのではないか。
 - (保険企画課長)納付書に国の制度を説明する書面を同封するとともに、市独自制度として拡充している旨の説明書を同封することで理解はいただけると考えている。
- (総合政策部長)税率改定と子育て世帯への支援についての議論を切り分ける必要があると考える。
 - (市長公室長)税率改定については、改定率の妥当性、市民負担への考え方、一般会計からの赤字補填の実施可能性、18歳以下への支援については実施必要性や実施した場合の期間の考え方が論点であると考えているがいかがか。
 - (保険企画課長)一般会計からの赤字補填は事業課で考えていないと理解いただきたい。市税として広く集めた財源を、赤字補填として国保利用者のために充当することは税金の使途として適切でないと考える。
 - (石井市長公室理事)事業課の考えと方針は理解した。ただし、議論は様々な角度や可能性を含めて議論しなければならないと考えている。今回の税率改定について、事業課として赤字補填実施の考えはないこと決めているのであれば、その点に質問が及ばないよう、明確に資料などで実施しない旨の説明をする必要があると考える。
- (財政課長)調整会議では、コロナ禍においても国保財政健全化の考え方より、一般会計からの赤字補填を実施しないとの方針が示されたことから、税率改定をすることは必要であるとの結論になった。子育て支援に関しては恒久措置でなく、時限措置として考えるべきとの意見が出ていた。今回会議にて出た意見も考えれば、激変緩和措置に対するものとして時限事業として整理するしかないのではないか。
- (市長公室長)税率改定の必要性については概ね了解を得られたのではないかと考える。その場合の減額措置については、実施手法、財源、期間等について再度議論する必要がある。
- (財政課長)予算措置の必要性があり、時間は限られていると理解いただきたい。実施すると仮定した場合、一財の充当なのか、地方創生臨時交付金を活用するかなどを決める必要

もある。

(2) 結果

○継続審議。

- ・子どもの均等割額減額措置の考え方を整理し、所要の見直しを行うこと。